第五十一条の十一の二の五第一項中「口座振替による納付を希望する電波利用料に係る起算日（法第百三条の二第一項の起算日をいう。以下同じ。）の前日（包括免許等（法第百三条の二第五項に規定する包括免許等をいう。以下同じ。）の場合にあつては、法第百三条の二第五項又は第六項の届出を行う日）までに、別表第十三号の様式」を「当該電波利用料の納期限となる日から三十日前（法第百三条の二第二項前段に規定する電波利用料にあつては、九月三十日）までに、別表第十三号の様式（広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式）」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「別表第十四号の様式」の下に「（広域専用電波に係る電波利用料にあつては、別表第十三号の二の様式）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　特定免許等不要局を開設した者又は表示者は、その開設し又は表示を付した特定免許等不要局に係る電波利用料を口座振替により納付しようとするときは、法第百三条の二第十項又は第十一項の届出を行う日までに、別表第十四号の二の様式の申出書を提出することによつて、その旨を総合通信局長に申し出るものとする。

第五十一条の十一の二の五第四項中「到来する起算日又は十月一日（広域専用電波に係る電波利用料の場合に限る。）以後の期間（包括免許等の場合にあつては、免許等後毎年到来するその包括免許等の日に応当する日から始まる各一年の期間及び当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月から次の包括免許等の日に応当する日の属する月の前月までの期間。第五十一条の十一の五において同じ。）に係る」を「納期限が到来する」に改め、同条第五項を削る。

第五十一条の十一の五中「到来する起算日以後の期間（特定免許等不要局を開設した者又は表示者にあつては、満了日に応当する日以後の期間）に係る」を「納期限が到来する」に改める。

第五十一条の十五第一項第一号中「、第二項」の下に「、第三項」を加え、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項第三号中「第七十二条」を「第七十一条の五、第七十二条」に改め、同項第四号中「第二十四条」の下に「、第七十一条の五」を加え、同条第二項の表中

三の三　包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一項に掲げる特定無線局を除く。）	当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所

を

三の三　包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）	当該特定無線局の無線設備の設置場所
三の四　包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものを除く。）	当該特定無線局の無線設備の設置場所
三の五　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、法第二十七条の三十一、法第二十七条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）において準用する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））

に改め、同表四の項中「三の四の項まで」を「三の三の項まで及び三の五の項」に改め、同表五の項中「三の四の項」の下に「及び三の五の項」を加える。

第五十二条の二第四号中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

別表第一号の三第1の表1の項中「第38条の2第1項」を「第38条の2の2第1項」に改める。

別表第二号の五の次に次の一表を加える。

別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

無線設備技術基準策定等申出書

年　月　日

総　務　大　臣　殿

申出人
住所
氏名　㊞
代表者氏名